



栃木県公報

令和7(2025)年
3月31日(月)
号外
第19号

目次

規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 栃木県公有財産事務取扱規則の一部改正…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正…………… 2
- 食品衛生法施行細則の一部改正…………… 3
- 調理師法施行細則の一部改正…………… 3
- 製菓衛生師法施行細則の一部改正…………… 4

訓 令

- 栃木県行政情報システム運営規程の一部改正…………… 7

規 則

栃木県規則第32号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第34号）附則ただし書に規定する規定のうち同条例第2条の規定の施行期日は、令和7年4月1日とする。

（行政改革ICT推進課）

栃木県規則第33号

栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

栃木県公有財産事務取扱規則（昭和52年栃木県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（用語の意義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ	（用語の意義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

項の規定による変更の届出	項の規定による変更の届出
3～6 略	4～7 略

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号から別記様式第3号まで 削除

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成18年栃木県規則第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(申請書等の様式)		(申請書等の様式)	
第2条 次の表の左欄の各号に掲げる事項に関する申請書又は届出書の様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによらなければならない。		第2条 次の表の左欄の各号に掲げる事項に関する申請書又は届出書の様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによらなければならない。	
1 法第21条の5の15第1項若しくは第24条の9第1項の規定による指定の申請、法第21条の5の16第1項若しくは第24条の10第1項の規定による指定の更新の申請又は法第21条の5の20第1項若しくは第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請	<u>別に定める様式</u>	1 法第21条の5の15第1項若しくは第24条の9第1項の規定による指定の申請、法第21条の5の16第1項若しくは第24条の10第1項の規定による指定の更新の申請又は法第21条の5の20第1項若しくは第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請	別記様式第1号
2 法第21条の5の20第3項又は第24条の13第3項の規定による変更の届出	<u>別に定める様式</u>	2 法第21条の5の20第3項又は第24条の13第3項の規定による変更の届出	別記様式第2号
3～6 略		3～6 略	

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県規則第35号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和32年栃木県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥」を

「食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の食品衛生法施行細則の規定により調整された諸用紙は、この規則の施行の際に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

栃木県規則第36号

調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年栃木県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受験願書)</p> <p>第3条 調理師試験を受けようとする者は、調理師試験受験願書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>調理業務従事証明書（省令第4条各号に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証明する書類をいう。）</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(受験願書)</p> <p>第3条 調理師試験を受けようとする者は、調理師試験受験願書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>履歴書（学歴及び省令第4条各号に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事した経歴を詳細に記載したもの。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証する書面</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

栃木県規則第37号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受験の手続)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(受験の手続)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。<u>ただし、法附則第2項の規定に該当する者の場合には、第1号に掲げる書類を添えることは要しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者であることを証明する書類</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 (第8条関係)

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

次により製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

学校教育法第57条に規定する者（製菓衛生師法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされるものを含む。）に該当することの有無（有 ・ 無）

別記様式第6号を次のように改める。
別記様式第6号(第8条関係)

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

次により製菓衛生師の免許を受けたいので関係書類を添えて申請します。

- 1 本籍地都道府県名(外国人の場合は国籍)
- 2 合格した製菓衛生師試験
 - (1) 当該試験の施行年月 年 月
 - (2) 当該試験を施行した都道府県
- 3 製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分を受けたことの有無
(有・無)
(取消処分を受けたことがある場合には、その理由及び年月日を記載すること。)
- 4 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるか否かの別
(中毒者である・中毒者でない)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(医薬・生活衛生課)

訓 令

栃木県訓令第4号

本 庁
出先機関

栃木県行政情報システム運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県行政情報システム運営規程の一部を改正する訓令

栃木県行政情報システム運営規程（平成12年栃木県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章 略 第3章 雑則（第9条―第13条） 附則 第3章 略 第9条～第13条 略	目次 第1章・第2章 略 第3章 <u>共用コンピュータの利用（第9条・第10条）</u> 第4章 雑則（第11条―第15条） 附則 第3章 <u>共用コンピュータの利用</u> <u>（共用コンピュータの設置）</u> 第9条 <u>行政改革ICT推進課に、行政事務の効率化及び行政情報の有効活用を増進するための汎用コンピュータ（以下「共用コンピュータ」という。）を設置する。</u> <u>（共用コンピュータの運用及び管理）</u> 第10条 <u>共用コンピュータの運用及び管理は、行政改革ICT推進課長が行うものとする。</u> 2 <u>前項の規定による運用及び管理に関し必要な事項は、経営管理部長が別に定める。</u> 第4章 略 第11条～第15条 略

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(行政改革ICT推進課)